

議案第33号 小松島市老人ルーム条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行されることから、施設の利用制限に関する規定を改正するもの。

小松島市老人ルーム条例(昭和46年小松島市条例第17号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、老人ルームへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 秩序又は風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認める者</p> <p><u>(2) 感染症患者又は精神に障害がある者</u></p> <p>(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携帯する者</p> <p>(4) 係員の指示する事項に従わない者</p>	<p>(利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、老人ルームへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 秩序又は風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認める者</p> <p><u>(2) 感染性疾患と認められる者</u></p> <p>(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携帯する者</p> <p>(4) 係員の指示する事項に従わない者</p> <p><u>(5) その他施設の管理上支障があると認められる者</u></p>	<p>改正</p> <p>追加</p>